

すぎなみ炭焼き塾 くろすけ 会則

制定 2017年12月5日

改定 2020年11月19日

1. 目的

雑木林や竹林の循環について区民に広く知ってもらうことを目的とし、区と協力して炭焼きイベントの企画・運営や準備に伴う作業等を行う。

また、宮前公園のみどりの育成・維持管理を行い、区民の憩いの場としての環境を整える。

2. 名称

本会を「すぎなみ炭焼き塾 くろすけ」と称する。

3. 活動場所

区内の公園等

4. 活動内容

(1) 炭焼き体験会の開催

杉並区と協力して炭焼き体験会を開催する。イベントを通じて区民に雑木林の循環について学び、体験してもらう。

(2) 宮前公園の竹林・みどりの管理

ア. 宮前公園の竹林の維持管理作業を行う。活動で出た竹材を炭焼き体験会で用いたり、竹垣を造ったりすることで竹林の循環に取り組む。

イ. 中・低木の剪定等、樹木の育成管理を行う。

ウ. 「宮前公園花 咲かせ隊」として、花壇の維持管理を行う。

(3) 雑木林、竹林の循環についてのPR

イベントで炭焼き体験会の様子を伝える等、雑木林や竹林の循環についてPRする。

5. 会の構成

会の目的に賛同し、会の活動やボランティア作業に参加する人で構成する。会員は、東京都社会福祉協議会のボランティア保険に加入する。

6. 会の運営

活動を円滑に進めるため、本会に代表者1名、副代表者2名、長寿応援ポイント担当を置く。

- ・代表者の役割： 活動の計画、実施、杉並区との連絡窓口
- ・副代表者の役割： 代表者の代理および補佐
- ・長寿応援ポイント担当： ポイントシールの管理、配布

7. 委員の任期

1年とし、再任できる。

8. 総 会

本会の総会を年1回以上開催する。会則の変更、役員の変更・選任は総会にて出席者の過半数により決定する。ただし、緊急の場合は代表者および副代表者の指名による役員代理者を置くことができる。

9. 会 費

当面「なし」とする。状況の変化により会費が必要となった時は、会則を変更し会費の用途を定め、会計係および監事（会計監査）を会員の中から選任する。

10. 退 会

本会を退会する場合は「退会届（様式任意）」を代表者へ提出する。また、理由なく1年間活動に参加しない場合は、退会したものと見なす。

11. そ の 他

当会則を2020年11月19日に改定し、実施する。